

2017年8月4日

大治町長
村上昌生 様

「市民協働」および「NPO支援」に関するマニフェスト公開質問状
ご回答のお願い

公益財団法人あいちコミュニティ財団
(公印省略)

拝啓

時下、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜びを申し上げます。

さて現在、愛知県内のNPO法人1,969団体（愛知県・名古屋市認証／2017年6月30日時点）のうち、7団体（同6月30日時点）が登記上の主たる事務所のある大治町内を中心に活動しています。各地で地域課題が多様化する中、地域の活性化を図り、持続可能な地域を実現するために、その存在は不可欠なものとなってきていると実感しています。

そのような状況の中、私どもあいちコミュニティ財団は、今後の大治町政における市民との協働のあり方、特に市民公益活動団体（NPO）との協働に関する、再選された町長の施策について、非常に大きな期待を寄せています。この度、市民やNPOとの協働に対するお考えを伺い、関心を持っている市民の皆様と広く共有させていただきたいと考えています。

つきましては、別紙の6項目18点についてご質問を掲載した質問状をお送りさせていただきます。ご多忙の中、大変恐縮ですが、8月17日（木）までにFAXまたはEメールでご回答・ご返信を賜りますよう、よろしくお願ひします。なお、当財団では、愛知県および県内すべての市町村を対象とした同内容の調査を2016年度に実施し、大治町からも「市民協働」を担当する総務部企画課の方にご回答いただいておりますが、今回は町長の新町政に対するお考えをご回答いただけますと幸いです。

いただきました回答につきましては、当財団のブログ（<http://blog.canpan.info/aichi-openquestion/>）上で公開させていただくとともに、報道関係者の皆様にも締切日の翌々日までに発表させていただきます。ご了承ください。

最後になりましたが、地域におけるNPOの諸活動に対するご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願ひします。

敬具

【返送・問合せ先】

公益財団法人あいちコミュニティ財団（担当：木村、長谷川）

〒461-0002

愛知県名古屋市東区代官町39-18 日本陶磁器センタービル5F 5-D号室

NPO法人中部リサイクル運動市民の会内

Tel:052-936-5101 Fax:052-982-9089 E-mail: office@aichi-community.jp

＜記＞

質問は以下の 6 つの項目で構成しています。本項目は全国の都道府県および主要市を対象に定期的に行われている「協働環境調査」(※)の調査項目をベースに、少子高齢化が進み、社会が変化していく中で、市議会、行政、市民がそれぞれ対等な立場で効果的に役割を果たし、協働していく新町政のために不可欠と考える細目ごとの質問としています。

※正式な名称は「都道府県、主要市における NPO との協働環境に関する調査」(実施主体は IHHOE [人と組織と地球のための国際研究所] および全国の NPO 支援センター)。また、愛知県および県内すべての市町村を対象とした同内容の調査を、あいちコミュニティ財団でも 2016 年度に実施しました。

No.	項目	細目
1	協働をしくみにするためのプロセスについて	(1) 協働環境を向上するために、指針や条例の策定などを推進し、評価する体制をどのように構築するか (2) 協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開するか (3) 協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへ市民がどのように参画するか
2	しくみが効果的に活用されるための整備について	(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させるか (2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定めるか (3) 全庁的な協働の推進体制が整えられるか (4) 庁内で協働事例は共有・活用されるか
3	しくみを活用するために、協働するパートナーとともに学び、お互いが育ち合うしくみについて	(1) 市民 (NPO) からの提案を受け入れる工夫について (2) 協働事業、協働先の選定方法について ア) 審査の基準・手順や、結果・根拠をどのように公開するか イ) 審査機関へどのように市民が参画するか ウ) 選考結果をどのようにフィードバックするか (3) 協働事例をどのように公開・活用するか (4) しくみを普及するために、NPO とともに学び、お互いが育ち合うしくみをどのように構築するか
4	協働事例の評価・振り返りについて	協働事例の評価・振り返り、制度の改善をどのように行うか。
5	協働に関する情報の発信・整備について	(1) 自治体の Web サイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開するか (2) 協働環境を向上するために、どのように NPO の情報を整備・公開するか
6	指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について	(1) 指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民はどのように参画するか (2) 指定管理者に対する監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法について

※あらためてのお願い

この公開質問状は、町長の新町政に対する、NPO 関係者からの大きな期待が込められています。当財団では、愛知県および県内市町村のすべての首長選挙における質問状へのご協力を、2017 年度からお願いしています。本当にお忙しいところ大変恐縮ですが、ご回答へのご協力をお願いします。

【質問表】

以下の質問につきまして、現在お考えの施策に最も近い内容を各選択肢からお選びいただき、○をつけてください。＜自由記述欄＞へはご施策に関するより具体的な目標や期間などのご記入をお願いします。なお、“新町政”とは、再選された町長の就任後の新たな町政全体を指します。

※ひとつの質問につき最も当てはまるものを一つお選びください（【5】（1）のみ複数回答可）。

お名前： _____

【1】協働をしくみにするプロセスについて

（1）協働環境を向上する指針や条例などを推進し、評価する体制をどのように構築しますか？

協働を体系的に進めるにあたり、まずは根拠法令の整備が必要です。協働を進めるための法的根拠の整備と、その推進・評価体制の整備について、お考えをお聞かせください。

＜方針として当てはまる番号に○をつけてください＞

0	NPO との協働に関する指針や条例を策定する予定はない。
1	首長の公約や年度の基本方針に NPO との協働の推進を掲げる。
2	NPO との協働に関する指針や条例の策定についての検討を行う。
3	NPO との協働に関する指針や条例の策定に向けて、すでに準備を行っている。
4	NPO との協働に関する指針または条例のどちらか一方がすでに策定されている。
5	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し、評価する体制を整備し、Web サイトで公開する。
6	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し、評価する体制を整備し、中長期的な推進計画を策定するとともに Web サイトで公開する。

＜自由記述欄＞

--

(2) 協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開しますか？

協働を推進するためには、指針や条例づくりの段階から市民に公開し、市民とともにすることが重要です。指針や条例を策定するあゆみを市民にどれだけ公開されるか、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	公開しない。
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみ公開する。
2	Web サイトで決定事項と経緯の要約を公開する。
3	報告書や公開用資料として閲覧可能な状態にする（経緯を閲覧可能にする）。
4	Web サイトで検討・条例策定段階における要点の記録を公開する。
5	Web サイトで検討・条例策定段階における要点の記録が公開され、策定までのプロセスが順を追ってわかりやすく理解できるよう公開する。

<自由記述欄>

--

(3) 協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？

指針や条例の策定およびその後の運用の評価・見直しに、市民がどれだけ・どのように関わるか、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民が参画する予定はない。
1	指針などの試案を市民に開示し、意見を求める機会を設ける。（パブリックコメントなど）
2	指針などを検討する会議体が活動中の団体に意見を求める。 または、指針などを検討する会議体に公募ではない市民委員が参画する。
3	指針などを検討する会議体に市民委員を公募する。
4	指針の策定時には公開の場で試案作成段階から意見交換を行うが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行う予定はない。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換を行う場を設ける。
6	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会を設ける。

<自由記述欄>

--

【2】しくみが効果的に活用されるための整備について

(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？

協働の実践を進めるには、指針や条例があるだけでは不十分です。協働を推進する部署（市民からの協働の提案を受け止める窓口）の設置について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	機能は設けない。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を配置する。
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当を設ける。
3	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当を設ける。
4	制度に基づき、担当者として NPO の具体的な政策協議の場を随時設ける。
5	制度に基づき、担当者として NPO の具体的な政策協議の場を定期的に設ける。

<自由記述欄>

--

(2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員が協働の考え方を理解するとともに、職員間でその理解を共有する必要があります。職員に対する研修などについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

※以下、現業職を除く事務系職員を「全職員」としています。

0	協働に関して、全職員を対象とした情報提供を行う予定はない。 (協働担当部署職員のための研修など)
1	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、または一部の職員が研修を受ける。
2	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、かつ一部の職員が研修を受ける。
3	全職員のほとんどが上司または担当部署から協働の進め方に関する説明を受ける。
4	全職員の 20%以上または管理職の 30%が着任後 2 年間以内に協働に関する研修を受ける。
5	全職員の 30%以上または管理職の 50%以上が着任後 2 年間以内に協働に関する研修を受ける。
6	全職員の 50%以上または管理職の 70%以上が着任後 2 年間以内に協働に関する研修を受ける。

<自由記述欄>

--

(3) 全庁的な協働の推進体制を整えますか？

地域の課題は多岐に渡り、一つの部署で対応しきれないケースも多く見られます。その解決には全庁的な情報共有・協働推進が必要です。全庁的な整備について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	全庁的な推進体制を整える予定はない。
1	協働を推進するための手引きを作成する。
2	多くの部署を対象とした協働推進のための会議または学習会が随時開催される。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議（または学習会）が開催される。
4	全部署に協働推進担当者を任命し、または協働案件を検討するための関係部署による調整会議を随時開催するなど、協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。
5	全部署に協働推進担当者を任命し、協働案件を検討するための関係部署による調整会議を定期的で開催するなど、協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。

<自由記述欄>

--

(4) 庁内で協働事例は共有・活用されていますか？

庁内で協働に関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し、次のステップとしての資料として活かす必要があります。庁内における事例活用の方法について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	協働事例の収集・共有を行う予定はない。
1	協働事例が知りたい場合は市民活動の担当部署に尋ねればわかる状態とする。
2	協働事例集を年1回程度、作成・配布する。
3	協働事例がいつでもデータベースで検索できるよう整備する。
4	協働事例集を教材として、庁内で学習会を開催する。
5	協働事例をもとに、市民も参加しての学習会を開催する。

<自由記述欄>

--

【3】しくみを活用するために、協働のパートナーとともに学び、互いが育つしくみについて

(1) 市民（NPO）からの提案を受け入れる工夫をされていますか？

市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制をどのように整備されるかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	提案を受け止めた後の対応を制度化する予定はない。 (パブリックコメント、首長への手紙などの窓口のみ設ける。)
1	NPO に対する補助・助成制度のみ設ける。
2	予算編成の前後に協働に関する年間事業説明会を開催する。
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある。)
4	特定部署に対してのみ広く市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準は明示されている。)
5	市民（NPO）からの提案は全庁のすべての事業について提案できる。 (部署ごとに提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある。)
6	市民（NPO）からの提案は全庁のすべての事業について提案できる。 (全庁共通の提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある。)

<自由記述欄>

--

(2) 協働事業、協働先の選定について

ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？

協働事業および協働先の選定は、自治体と NPO が相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開についての実施予定について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開する。
1	手順のみ事前に公開する。
2	手順・基準ともに事前に文書で公開する。
3	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。
4	事前に手順や基準、応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。

<自由記述欄>

--

イ) 審査機関へどのように市民が参画するようにしますか？

審査委員会などにおける委員公募の考え方についてお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民の参画予定はない。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している（公募は行わない）。
2	補助・助成制度のみ審査委員を公募する。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画する（公募は行わない）。
4	協働策を検討・審議する機関に、市民を公募する。
5	協働案件の審査または協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。
6	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。

<自由記述欄>

--

ウ) 選考結果をどのようにフィードバックされますか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となりうる NPO の事業力の向上に結びつけることを意識したフィードバックが行われるご予定、選考結果の公開内容、公開方法について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	採択・不採択の結果のみ通知する。
1	審査委員の代表から総括コメントを示す。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果を申請者に通知する。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを各申請者に通知する。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果、または審査員からのコメントをすべての申請者について公開する。
5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントをすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
6	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からコメントおよび審査過程をすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。

<自由記述欄>

--

(3) 協働事例をどのように公開・活用されますか？

協働事業は、一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や、他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。一般市民の観点での事例の公開・活用の考え方について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	協働事例を公開する予定はない。
1	Web サイト以外の方法で協働事例を公開する（閲覧・取り寄せ可能など）。
2	協働事業の名称のみの一覧表を Web サイトで公開する。
3	協働事例の概要がわかる一覧表を Web サイトで公開する。
4	協働事業の発表会・報告会を毎年開催する。
5	協働事例の詳細がわかる報告書を Web サイトで公開する。
6	事業評価結果を含む、協働事例の詳細がわかる報告書を Web サイトで公開する。

<自由記述欄>

--

(4) しくみを普及するために、NPO とともに学び、互いに育つしくみをどのように構築されますか？

NPO と「ともに育ち」「ともに学ぶ」という観点での取り組みについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	育成の機会を設ける予定はない。
1	協働に関する各種制度・施策の説明会を行う。
2	NPO の事業力を育てる機会を設ける。
3	庁内の主要部署と NPO が協働事業の進め方について協議する場を随時設ける。
4	庁内の主要部署と NPO が協働事業の進め方や評価について協議する場を常設する。
5	庁内の主要部署と NPO が協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設する。

<自由記述欄>

--

【4】協働事業の評価・振り返りについて

協働事業の評価・振り返り、制度の改善をどのように行われますか？

協働事業の評価・振り返りは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現につながります。事業実施後の評価・振り返りの実施と、その結果が次年度の事業や制度の改善に活かされているかどうかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	評価を実施しない。
1	NPO と自治体のそれぞれが評価を行うが、共有しない（事務事業評価のみなど）。
2	受益者や関係者などの評価は行うが、共有しない。
3	NPO と自治体のそれぞれが評価を行い、文書レベルで共有する。
4	受益者や関係者などの評価も合わせて、NPO と自治体が振り返りの機会を複数回（中間と終了後など）設ける。
5	各協働事業について複数回実施された評価・振り返りの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映される。
6	各協働事業について複数回実施された評価・振り返りの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映される。

<自由記述欄>

--

【5】協働に関する情報の発信・整備について

(1) 自治体の Web サイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？

Web サイトに協働の情報がどれだけ公開されるか（協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに公開されるか）について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる□に☑をつけてください>

<input type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針を開示する。
<input type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表を開示する。
<input type="checkbox"/>	協働事業の提案方法を開示する。
<input type="checkbox"/>	今後の協働の進め方、促進のための具体的な施策を開示する。
<input type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー（おおむね1週間以内）に開示する。

<自由記述欄>

--

(2) 協働環境を向上するために、どのように NPO の情報を整備・公開されますか？

協働を促すために NPO の情報を整備し、広く公開されるかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください？>

0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、担当部署での書面閲覧で公開する（Web サイトでは開示しない）。 （同法の適用を受けない自治体では「基本的な情報は開示しない」。）
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、Web サイトで公開する。
2	団体名、代表者名、連絡先、定款、活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内を Web サイトで紹介する。
3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティアサークル、町内会や自治会などの地縁団体など、幅広い団体について、基本的な情報を Web サイトで閲覧できる。
4	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績が公開される。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のものに更新される。
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また、公開されている情報を SNS などでも共有できる。

<自由記述欄>

--

【6】指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について

(1) 指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民参画はどのようにされますか？

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加するか、また、選定プロセスおよび選定結果についての情報公開がされるかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民の参画予定はない。
1	制度設計や審査制度について、パブリックコメントのみ実施する。
2	すべての施設に共通する基本方針の策定に市民が参画する。
3	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計または審査機関に公募の市民が参画する。
4	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に公募の市民が参画する。
5	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に公募ではない市民が参画する。
6	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に公募の市民が参画し、その経過・結果をWebサイト上で開示する。

<自由記述欄>

--

(2) 指定管理者に対する監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどのようにされますか？

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、また、その機会に市民が参加するののかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	監査・評価機関は設けない。
1	監査・評価機関は設けるが、市民の参画は予定しない。
2	10%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関について市民が参画する。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。

<自由記述欄>

--

質問は以上です。ご協力、ありがとうございました。